

## 近代京都「町」における自治

—明治期における「日記帳」—

西村 卓  
奥田 以在

### はじめに

今回、紹介する史料「日記帳」は、銅駝会文書中、整理番号4・11・5を与えた七〇丁ほどに及ぶ書冊史料である。表紙に「戊明治十一年 寅六月吉日」と日付が付され、裏表紙には「上京第廿八区 東玉屋町」と記載があるように、この「日記帳」には、明治二一（一八七八）年に始まり、各町に「共同組合」が設立奨励されていく明治三〇（一八九七）年までの、東玉屋町（現京都市中京区二条烏丸西入）の「町」運営全般にわたつての記事が収録されている。「町」での協議・取り決め、人の出入り、「町」内における土地家屋の売買、行政からの布達、「町」内の年中行事、諸税・諸掛の負担などである。文字通り、「町」自治を、「町」の側から読み解くための基礎資料である。

銅駝会文書に関しては、その史料目録を『経済学論叢』第五六巻第四号（二〇〇五年二月）に発表した。左記の整理番号は、その目録番号である。その目録発表に際し記した解題では、同文書発見と整理・目録作成に至る経緯、同文書群の構成、同業者町としての東玉屋町の沿革、銅駝会と薬祖神祭、「町」自治の変容、「町」の祭祀に触れた。本稿とともに参照されたい。

近世京都での「町」自治は、文字通り建物・土地を所有する家持層に依るものであり、借家層は排除されるのが通例であった。このシステムは、近代に入っても基本的には継承され、明治二二(一八七九)年の郡区町村編成法の施行、明治三二(一八八九)年の市制特例の施行、明治三〇(一八九七)年の公同組合の設置奨励を経過しても、「町」独自に内規などを設定して、実質的にそのシステムを維持してきたのである。

しかし、明治末から大正期にかけて、「町」運営の弊害が社会的に認識され始めたこともあり、少なくとも「町」の運営システムが、家持自治から借家を含めた住民自治へと質的な変化を見せ始めるのである。<sup>1)</sup>

こうした変化の原因は、京都における産業社会の発展による「都市化」が大きく影響したことは想像に難くないが、われわれは、様々な指標からその「都市化」を検証することの必要性を認めつつ、生活単位としての家族が居を構える「町」というレベルから、その変化の姿をまず描き切ることの必要性を強く感じている。

そもそも、「都市化」という現象が、一方で生活の改善という側面を持ちながら、他方、旧来から機能していた都市コミュニティの協同性を弛緩させ、時にはそれを空間的・物理的に破壊する場合もあり、いわゆる「都市問題」を引き起こす。その解決のために行政は様々な方策を施すが、その妥当性は地域住民組織の側から検証されるべきなのである。

たとえば、明治二八(一八九五)年に京都電気鉄道が営業を開始し、明治四五(一九一二)年に始まる三大事業の一つとしての「市電」の敷設といった一連の都市交通網の整備は、労働力の移動を容易にし、流動化を促進し、それが産業化の一層の発展をうながす結果となった。しかし、他方、両側町としての京都の「町」の協同空間のなかに、軌道として私企業や「公」の所有地が発生し、その上を鉄の塊が恒常的に通行することによって、物理的に「町」を分断する結果となるのである。この「町」の分断が、どのような影響を住民の生活に与えたか、やはり、自治の基礎単位としての「町」の側から検証せずには浮かび上がらないのである。

われわれが「町」という単位にこだわりつつ、京都という近代都市の歴史的变化を明らかにしていく作業を進める所以である。

## 本「日記帳」の特徴的内容

### (一)「日記帳」の中断

本史料の後半部、明治二二(一八八九)年中の役職を記した箇所には、「別段日記扣ルニ不及候由ニ付、今后不持候事決定候也」とあり、次の頁には大きく「×」が記されている。その後、冒頭に添付されている罫紙の明治二三(一八九〇)年六月の「町」の取り決め以外、明治一九(一八九六)年四月まで「日記帳」は記されなかった。しかし、この明治二二(一八八九)年から二九(一八九六)年までの間、東玉屋町が自治組織として全く機能しなかったわけではない。明治二八(一八九五)年には「東玉屋町々則」を作成し、地蔵尊を営み、総代を置いて自治を行っていた。

この明治二二(一八八九)年の持つ意味を考える前段階として、それまでの行政と「町」の関係について簡単に説明しておきたい。まず、京都では明治二(一八六九)年、第二次町組改正によりこれまでの上京と下京の境界が二条通から三条通に変更され、上京三三番組、下京三三番組が成立した。この番組Ⅱ学区(明治二五年以降の名称)が、いわゆる「番組小学校」の単位となる。東玉屋町は、この時に二条通北側の玉屋町と南側の東大黒町が合併してできた「町」である。

明治五(一八七二)年に、番組の呼称は「区」と改められ、各町には戸長が置かれた。これにより、「町」は行政の末端に位置付けられることとなったが、このとき一町に対し一人の戸長を置いたため、戸長が千数百人に上った。しかし、それでは経費がかかるといふこともあり、明治七(一八七四)年には、約二〇〇戸を目安に戸長一人が置かれるようになったことで、戸長は六、七カ町に一人となり、「町」は行政的な単位としての位置付けを失うこととなった。その後、明治八(一八七五)年には、戸長が約一〇〇戸を目安として置かれることとなる。明治一二(一八七九)年郡区町村編成法が施行されると、「学区」が戸長区となったが、明治二二(一八八九)年に市制特例が施行され、戸長が廃止されるとともに「学区」も行政的位置付けを失うこととなった。

明治二二(一八八九)年という年は、京都が市政特例の施行により、京都市となった年であった。この市政特例の施行にともない、

京都市は行政事務を一括して管掌することとなる。それ以前には、戸長を通じて、「町」や学区が住民の把握、徴税や役所からの論達の周知などといった行政事務の一部を負担してきた。前述のように「町」に戸長が置かれ、「町」が行政の末端に位置付けられていたのは明治七（一八七四）年までであったが、実際にはその後も「町」は学区の下で徴税業務などを代行していた<sup>②</sup>。しかし、市政特例の施行により、「町」の業務からそういった行政の補助的業務は失われたのである。本史料において、明治三二（一八八九）年以降の記載がなくなったのは、こういった「町」と行政との関係の変化と無関係ではないであろう。

その後『日記帳』は、明治二九（一八九六）年四月の東玉屋町内における衛生組長決定の記録から再開される。衛生組合は、明治二〇（一八八七）年に「町」を単位として設置奨励されたが、その設置は上手く進まず、明治二九（一八九六）年京都市は、あらためて衛生組合並連合衛生組合設置標準を設けた。それを受けて『日記帳』が再開されたものと推察される<sup>③</sup>。

明治三〇（一八九七）年の公同組合の設置については、市政特例によって「町」自治の伝統が廃絶の危機にあったため、「町」がその設置を求めたとする見解がある。確かに、この『日記帳』の中断に見られるように、「町」にとつて市政特例の影響は少なくなかった。しかしながら、先に述べた通り、東玉屋町はこの間にも地藏尊といった年中行事を継続しており、町規約も改正している。「町」の自治は、この間も機能していたのである。そのように考えると、公同組合の設置の要請はむしろ、市政特例により行政事務が増大した京都市の側にあつたと言えるであろう<sup>④</sup>。

## (二) 住民の把握

本史料には、「受籍証」、「送籍証」あるいは不動産の売買といった人の出入りに関する記録が多く見受けられる。住民の把握は、近世から伝統的に「町」で行われており、「町」自治の根幹を支える問題として厳しく行われてきた。近代においても「町」のそういった性格は維持されていた。例えば、東玉屋町では、土地・家屋の売買では売主と買主双方に請人が必要とされ、受け渡しには「町」の立合が必要であつた<sup>⑤</sup>。

一方、行政による住民の把握は、戸長の業務であり、戸長は「町」を通じて住民を把握していた。<sup>6)</sup> 行政による住民把握は、伝統的な「町」自治を基礎として成り立っていたのである。本史料の「受籍証」や「送籍証」の宛所に、戸長という役職名が多く見られるのは、こういった行政上の理由によると考えられる。

これらの記録の中で、明治二二（一八八九）年一月に「町」持ちの土地と家屋が、当時の総代であった森平三郎に登記移転されている事例がある。同様の事例が、同町『式法帳』にもみられ、この「町」持ちの土地・家屋は、明治二二（一八七九）年まで東玉屋町で用人を勤め、その後町会所で荒物・理髪業を営んでいた小林元七に売却された。近代における用人の問題については、まだまだ不明な点が多いが、この事例は近代における用人と「町」の関係を明らかにする上で重要な意味を持っていると考える。

### （三）嘆願活動

「町」は、これまで述べたように行政の補助機関としての役割も果たしてきた。しかし、「町」は、ただ行政の業務を末端で遂行しただけではなく、行政に対して嘆願活動も行っている。本史料では、明治一五（一八八二）年に「市街地稅未納年賦延納之儀二付御願」として、未納地稅の延納願を「町」から京都府知事北垣国道宛に提出している。その理由には、「物価騰貴民費相嵩候」と訴えている。明治一五（一八八二）年は、松方正義の財政政策によって物価下落が企図された時期に当たることが、いまだ市中にその「効果」が波及していない段階であり、実感として一般の住民にとっては物価が高いという感覚があったことが伺える。そのような状況を鑑み、「町」から行政へ延納の嘆願を行ったのである。

このように、「町」は行政の補助業務を上意下達で遂行するのみならず、下意上達の役割も果たし、町住民の利益を守ろうとしていたことがわかる。

## (四) 薬種同業者町としての性格

本史料冒頭の明治二三(一八九〇)年の「町」の議決事項には、東玉屋町の年中行事である薬祖神祭に関する集金の方法が記されている。それによれば、薬祖神祭の造り物の経費は、「家持一流<sup>りゅう</sup>并二借家ノ薬店」から、一戸に付き三五銭が集金されることになっている。

東玉屋町の所在する二条烏丸を中心とした地域は、近世以来の薬種商による同業者街であり、東玉屋町はその中でも「二条四丁町」と呼ばれる中心的な位置付けにあった。薬祖神祭は、東玉屋町の町内にある薬祖神を祀る年中行事で、薬種同業者町の年中行事としての意味合いが強い行事である。この祭には、家持と借家の区別よりも、薬種商を営んでいるかどうかが費用負担の基準として用いられたのである。

一般的に、京都の「町」の住民構成には、大きく分けて不動産所有者である家持と借家の区別がある。「町」によつては借家を、表通りに面した家屋に居住する表借家と、表通りから奥に入った家屋に居住する裏借家に区分する場合もある。しかし、神農尊のような特別な意味合いを持つ年中行事では、家持と借家という区分ではなく、薬種商という職種を基準とした論理が働いていることが、この史料から伺える。

また、年中行事や「町」の経常費の収集では、こうした住民の区別を基準として、その額に差が設けられる場合もあった。例えば、東玉屋町の明治二八(一八九五)年の「東玉屋町々則」では、「軍事及衛生予備費」が家持の場合月に五銭徴収され、借家の場合には月に三銭徴収された。<sup>7</sup>しかし、この神農尊では、薬種商であれば家持と借家を問わず、同額が課せられている点も興味深い。東玉屋町のような商業地域においては、例えば借家であるうとも経済的には家持と変わらない地位の者が居たと考えられる。つまり、経済的に見れば家持と借家に大差が無いと判断され、同額が徴収されたのではないだろうか。このような経済力を指標とした判断基準は、商業地における「町」を分析する上で考慮せねばならない点であろう。今後の課題である。

註

- (1) 奥田以在「近代京都『町』における家持自治の転換―東玉屋町、仲之町を事例として―」(同志社大学人文科学研究『社会科学』第七六号、二〇〇六年三月) 参照。
- (2) 京都市市政史編さん委員会編『京都市政史 第一巻 市政の形成』(京都市、二〇〇九年三月) 第一部第二章、小林丈広「町の記憶、学区の歴史」(京都市市政史編さん委員会『京都市政史編さん通信』第三号、二〇〇〇年九月、参照)。
- (3) 小林丈広「共同組合の設立をめぐる―一八九〇年代の地域社会と行政―」(京都民科歴史部会『新しい歴史学のために』第三四号、一九九九年六月) 参照。
- (4) 小林丈広、同前論文、辻ミチ子『転生の都市・京都―民衆の社会と生活―』(阿吽社、一九九九年) 第二章、参照。
- (5) 奥田以在「式法帳と『町』規約―京都二条烏丸東玉屋町 銅駝会文書所収史料―」(同志社大学経済学会『経済学論叢』第五六巻第四号、二〇〇五年二月) 参照。
- (6) 小林丈広「京都の町組織の再編と公共的業務―清和院町を中心に―」(伊藤之雄編『近代京都の改造―都市経営の起源 一八五〇―一九一八』ミネルヴァ書房、二〇〇六年四月所収) 参照。
- (7) 「東玉屋町々則」は、奥田以在前掲史料紹介(注5)に全文が掲載されている。

凡 例

- 一、原文には適宜読点「、」を付した。
- 一、原則として常用漢字を用いた。
- 一、かなは、現行のひらがな・カタカナに改めた。但し、者、江、之、而についてはそのままとした。また、者、江、而については、文字のサイズを小さくすることで明示した。

一、*カ*は「より」とした。

一、欠字および平出については、読点を付し続けた。

一、判読不明な文字は、その字数だけ□を用いて示した。

一、抹消部分は「*レ*」でくり、(以下抹消)と傍注を付した。

一、意味が通じにくい原文のままとした場合には(ママ)、原本の文字に疑問があるときは(カ)あるいは(脱)として傍注を付した。また、明らかに誤字の場合には、傍注( )で正字を付した。

一、三四ページ上段の人名の頭にそれぞれ符牒が記してあるが、文字化できないため「△」を付し、それを示した。

\* 解題の執筆は、「はじめに」を西村が、「本『日記帳』の特徴的内容」を奥田が担当した。なお、本稿執筆にあたっては、平成十九・二〇年度私立大学等経常経費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)の助成を受けた。

(表紙)

戊明治十一年  
日記帳  
寅六月吉日

(裏表紙)

上京第廿八区  
東玉屋町

廿三年六月十九日

一 町内共有金利子

壱ヶ月八朱定メ

一 地藏尊入費改正

一 総テ当番ノ負担ニシテ、町入費江差出ス可カラズ

今般(ママ)一流協之上、左之件々改正候也



一 神農尊造り物入費

是迄入費取集メ、残額ハ町入費ニ繰込来ル処、向後左ノ集メ之余ハ、其当番ニテ弁スル事

集金 老戸金三拾五銭 家持一流并二借家ノ薬店共

但シ、十四戸ノ予定

一 帳簿検査ノ節入費

其節可成節檢ヲ以テ町費江可差出し事

但シ、抱屋敷者此費ヲ除ク

一 御千度ノ節ハ、町箱ヨリ金老円也

御神酒料 差出ス事

明治廿三年六月 町中立会決議ス

日記長 始メ

受籍券

第廿三号  
朱印

上京第廿八区東玉屋町  
喜代田源助

明十四初

当老年十一ヶ月 妹 うの

右之者、今般当村第百四拾四番地住居山田清兵衛殿方江養女ニ罷越候二付、送籍被指出候、自今当村内へ編籍可致候也

明治十一年六月

愛宕郡第二区下鴨村

戸長 鴨脚秀経印

戸長 稲葉長兵衛殿

送籍証

第五十六号

明七五

当町 大槻新三郎 当廿式年五ヶ月

メ老員

右之者、今般該町駒井ゆう借家第廿老番地江転住致し度旨申出候ニ付当町除籍候条、自今貴町御加籍有之度候也

明治十一年六月十七日

上京第廿八区東玉屋町

戸長 稲葉長兵衛印

上京第廿九区仁王門町  
戸長 嶋林専助殿

雇入御届書

雇一 京都府下上京第三拾壹区  
 新烏丸夷川上ル藤木町  
 山田源治郎  
 明八初 長男 藤一郎  
 当九年八ヶ月  
 雇一 小西金兵衛雇入  
 右之者雇入仕候間、此段御届ケ申上候也

明治十一年六月十七日

雇入 暇出 届ケ証

暇一 掛見喜兵衛雇入  
 雇入 甚介  
 出 同 慎治郎  
 届 同 さな  
 ケ 同 三人

右三人之者、本日暇遣シ候間、此段御届ケ申上候也

明治十一年六月十七日

東玉屋町  
 惣代 山村太七印  
 戸長 稲葉長兵衛様

御答証

一 茶畑当町内所持之者有無共御尋ニ付、早束ニ取調候処、無  
 御座候間、此段御答奉申上候也

明治十一年六月十九日

戸長 稲葉長兵衛様

東玉屋町  
 惣代 山村太七印  
 小西米介雇入  
 龜吉

暇一  
 出 右之者本日暇出シ候間、此段御届ケ申上候也  
 届 同  
 ケ 同

明治十一年六月廿四日

惣代——印

受籍証

朱 該御町  
 割 第貳百五拾四号  
 印 大槻新三郎  
 当廿二年五ヶ月

右之者今般当町第廿壹番地江軋宅致候ニ付、送籍証被差越正  
 二落掌致候、自今当町江編入可致候也

明治十一年六月

上京第廿九区二王門町  
 戸長 嶋林專助印

上京第廿八区東玉屋町  
戸長 稲葉長兵衛殿

南依屋町  
戸長 安田乾元殿

送籍願書

一 当町 広瀬半兵衛

ノ老員

一 梅干 廿五樽  
一 大根漬 七拾五樽

右府下平民

右之者、今般上京第拾六区葭屋町上長者町上ル南俵町三百四十一番地住居広瀬うた方へ送籍御願申上候

但し、右町戸長 安田乾元殿へ

明治十一年七月一日 東玉屋町

惣代 山村太七印(書)

戸長 稲葉長兵衛様

七月五日

総区長

送籍証

一 当町 広瀬半兵衛

右之通り達二付至急取調、本日中二有無共答書可差出候也

七月六日

区長

右之者、今般該町第三百四拾壹番地広瀬うた方へ引越度旨申出候二付、当町除籍候条、自今貴町へ御加籍有之度候也

明治十一年七月 上京第廿八区東玉屋町

戸長 稲葉長兵衛

一 梅干廿五樽 大根漬七拾五樽

右客年四月以来大坂軍病院へ献納致シ候者御尋二付、迅速取調候所、当町内二者無之此段御届ケ奉申上候也

七月六日

東玉屋町

惣代 山邨太七印(書)

上京第拾六区葭屋町上長者町上ル

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田)

一一 (九三二)

一 暑中ニ付七月一日ヨリ当府庁午前第六時出頭、同七時報刻、依之諸願伺届ケ等午前第九時限ニ而、十二時報刻、退庁ニ相成候条、此旨為御心得早々及御通知候也

七月五日

総区長

一 寅列刺病予防之義ニ付而者、兼而御達シ有之候ニ付、一層予防行届ケ候様御沙汰ニ付、区戸長ヨリ毎戸無漏御注意可有之候、此段至急御達シ申入候也

七月五日

総区長

右之通り御達シ有之候ニ付、嚴重ニ御取締可有之候也

七月六日

区長

送籍証

朱 割 印

上京区第廿八区秋之々町

不明九六再

明七五初

計巻員

当七年十ヶ月

右之者、今般其御町五百拾六番地江分家為致度旨申出候ニ付、任其意当町除籍、自今其御町へ御加籍在之度候也

明治十一年七月六日

右町

戸長 上羽利介（印）

当区東玉屋町

戸長 稲葉長兵衛殿

受籍証

朱 割 印

該御町

小野伊兵衛養男

小野太三郎

当七年十一ヶ月

右巻員

右之者、今般当町五百拾六番地江分家致候ニ付、送籍券被差遣、自今弊町江編入候也

明治十一年七月八日

上京第廿八区東玉屋町

戸長 稲葉長兵衛（印）

当区秋野々町

戸長 上羽利助殿

暇一

半井万介雇人

豊吉

出 右之者、本日暇遣シ候間、此段御届ケ申上候也

明治十一年七月九日

暇一 山村太七屋入 びぐ

出 右之者本日暇遣シ候間、此段御届ケ申上候也

明治十一年七月九日 東玉屋町 山村太七印

物代 山村太七印

戸長 稲葉長兵衛様

一 番外第廿七号布達シ儀ニ付、脚氣病取調有無共明後十二

日迄ニ答書御差出可有之候也

区長

七月十日

受籍証

第四十二号

広瀬半兵衛

右之者、此度当町広瀬うた方へ引取候ニ付、御送籍相成、正

二落手候也

上京第十六区北俵町

明治十一年七月 戸長 安田乾元印

上京廿八区東玉屋町

戸長 稲葉長兵衛殿

過日来書面御差出ニ相成候今般起業公債証御引受之分、手金  
或ハ皆金御随意三井銀行第一国立銀行両所之中へ早々御送可  
有之候、其節書面御差添ニ不及、金子等印形御持来ニ而宜敷  
候事

但シ、本月十五日ニ相納メ候分ハ、本月半ケ月分之利子被

相渡候、十六日已後者本月利子無之候事、右次第二付、来ル

十五日迄ニ御申込可然存候也

前条各町起業公債証引受之方々御取調ニ而、夫々無漏早々御

通知可有之候也

七月十一日

論導方

送籍証

第五十九号

当町

喜代田源助

姉 みつ

慶応元丑一月五日生

計巻員

右之者、今般該御町六拾四番地喜代田源介借家江移転致度旨  
申出候ニ付、当町除籍候条、自今貴町へ御編入有之度候也

明治十一年七月十四日

上京第廿四区冷泉町

戸長 勝見儀兵衛殿

上京第廿八区東玉屋町  
戸長 稻葉長兵衛

叔母 ふし  
当世年七月

右之者、今般該御町貳百九十四番地川橋十籠方へ縁付致し度旨申出候二付、当町除籍候条、自今貴町へ加籍有之度候也

明治十一年七月十五日

上廿八区東玉屋町

稻葉長兵衛印

送籍証

当町

喜代田源助

妹 まさ

明治十年九月生

下京第四区御射山町

戸長 千田長右衛門殿

一 当春衆評之通、博覧会之割左之通り徴収為致候間、明

十六日午前第八時迄ニ御差出可有之度候也

地価金拾円二付 壹錢ツ、

表家壹戸二付 壹錢貳厘ツ、

七月十五日

右之者、今般該村八拾九番地和田光胤方へ養女ニ差遣度旨申出候二付、当町除籍候条、自今貴地へ加籍有之度候也

明治十一年七月十四日

上京第廿八区東玉屋町  
戸長 稻葉長兵衛印

愛宕郡第二区下鴨村

戸長 鴨脚秀経殿

送籍券

送籍証

当町

浅井平兵衛

小西利助  
三拾六年七月  
父 松市  
八拾貳年五月

妻 ひと

三拾五年十月

長男 勇治郎

七年三月

長女 やへ

満三年

五員

右之者、今般該町第五百壹番地へ転住致し度旨申出候間、当町除籍候条、自今貴町へ御加籍有之度候也

明治十一年七月

上京第廿八区金吹町

戸長 藤井仁兵衛（書印）

同区東玉屋町

戸長 稲葉長兵衛殿

町中坪数并二地価

一 総計八百七拾九坪五合 坪数高町中

内壹坪二付三拾錢替 金高金貳百五拾九円九拾八錢

又 同 九拾錢替 金拾壹円六拾壹錢 小利介殿地所

総金高 金貳百七拾壹円五拾九錢也

地所授与相続二付御書替願

一 上京第廿八区東玉屋町 第五百拾六番地

右之地所、今般養男小野太三郎授与相続致候二付、御開済之上者、御規前之通御証印稅上納可仕候間、同人名前之御証券御書替御下渡被下度奉願上候也

明治十一年七月

上京第廿八区秋野々町

讓渡主 小野伊兵衛（書印）

右小野伊兵衛養男  
讓受主 小野太三郎（書印）

戸長 稲葉長兵衛

区長 野橋作兵衛

京都府知事 植村正直殿

地所分地合併二付御書替之願

一 上京第廿八区東玉屋町 第四百九拾八番地

右之地所、今般別紙図面之通奥行二而南北式間半東西式間三尺五寸、此坪六坪三合七勺、金壹円九拾壹錢壹厘、壹坪二付三拾錢替以、同町小西市兵衛へ売渡、第五百番地へ合併、相續候表口三間七寸、裏巾式間三尺五寸五分、奥行八間式尺三寸、私所持仕度候間、御皆済之上者御規則之通り御証印稅上納可仕候間、御証券御書替御下ケ渡被下度、依之旧券狀式通

奉返上、双方連印ヲ以、此段奉願上候也

明治十一年七月

上京第廿八区東玉屋町

売主 山村太七

右同町

買主 小西市兵衛

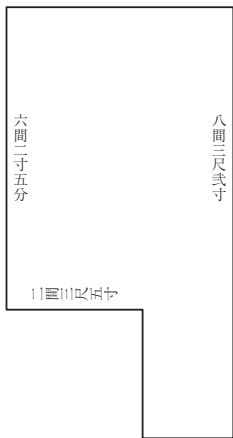
戸長 稲葉長兵衛

区长 野橋作兵衛

京都府知事 榎村正直殿

上京第廿八区東玉屋町南則五百番地

従前券面  
坪数廿三坪  
九合  
御券金七円  
拾七銭



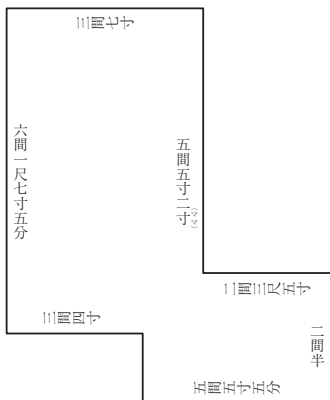
右町南則第四百九十八番地

地主  
小西市兵衛

従前券面  
坪数卅壹坪式合  
御券金九円三拾  
二銭

右之地分地合併左之通

上京第廿八区二条通室町東入東玉屋町南側五百番地



地主  
山村太七

一表口三間三尺  
式寸五分  
一裏口同断  
一奥行八間  
三尺五寸





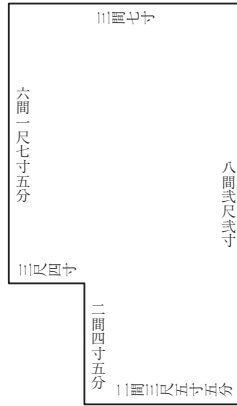
地主  
小西市兵衛

此坪数三拾坪式合七勺  
此估券金九円〇八錢

但シ、壹坪二付三拾錢

上京第廿八区二条通室町東入東玉屋町南側第四百九十八番地

一表口三間七寸  
一裏口貳間三尺  
一奥行八間二尺  
貳寸



地主  
山村太七

此坪数廿四坪八合三勺  
此御券金七円四拾五錢

但シ、壹坪二付三拾錢

受籍証

朱 割 印

右之者、今般当町六拾四番地江転居ニ附籍券被差越正ニ落掌致候、以来当方江加籍致候也

明治十一年七月十六日

上京第廿四区冷泉町

戸長 勝見儀兵衛（書印）

上京第廿八区東玉屋町  
戸長 稲葉長兵衛殿

受籍証

該御町

小西利介

父 松市

妻 いと

長男 勇治郎

長女 やゑ

計五員

右之者、今般当町五百壹番地江移転致候ニ付、送籍券被差越、自今弊町江編入候也

明治十一年七月 上京第廿八区東玉屋町

戸長 稻葉長兵衛印(書印)

当区金吹町

戸長 藤井仁兵衛殿

ヨリ之達シニ付、此段至急御通知申候也

七月十九日午後四(書)字

上京第三社月当番

右之通り取集メ、廿日午前第九字迄ニ相納可申候也

区长

七月十八日

右達ニ付、暫時相見合可申候也

一 明治十一年後半季分前徴集メ左ニ

地価金拾円ニ付 壹銭五厘ツ、

役給料

博覧会入費計算書

右同段 二付 拾銭四厘ツ、 会儀所費(書)

右同段 二付 八厘弍毛ツ、 地券調費

一 表家 壹戸ニ付 拾八銭 巡査費

一 裏家 同 九銭 後半季分

一 表家 同 七銭五厘 区长給料

一 裏家 同 三銭七厘五毛 同

一 表家 同 八銭 戸長給料

一 裏家 同 四銭 同

一 人口 壹人ニ付 五厘ツ、 戸籍徴兵并ニ調費

メ但シ、本日出府仕候処、後半年前徴金集メ之義、賦課法

品替り相成候ニ付、徴集メ方暫時御見合可被下様区长衆

一金五円 会中火防費

一金壹円拾五銭 出品運輸費(書)

一金壹円八拾銭 川端氏日当

一金五円四拾銭 北村氏日当

一金三円四銭 物品損傷償却

一金八銭二厘 活版代

計 金拾六円四拾七銭二厘

内 金八円廿三銭六厘 地価割

又 金八円廿三銭六厘 戸数割

右之通相違無之候也

十一年七月

区长

但シ、坪割金拾円ニ付壹錢ツ、

又壹戸ニ付壹錢貳厘裏家出ス

十一年七月十六日 相納メ候也

皇国地誌編輯市街例則

市街誌

本誌全市ノ景状ヲ知ラント欲ス故ニ、本例ニ照準シ細密ニ之ヲ記シ、遺漏ナカラシムヲ要ス

上下京第何区 其町

本町元公武某氏ノ邸第年号干支月日新ニ市街ヲ開キ町名ヲ下ス、或ハ社寺同除地火除地其他開拓埋之等上シ同シキ類、又ハ元某町ト改、或ハ分割別ニ一町ヲナシ、新ニ今名ヲ下ス、又ハ里俗某ト唱フ類、但シ、延曆コレ後皇宮諸門官署、尤右京ノ坊保街巷旧名俚スヒ公武館址ノ類ニ至ルマテ、古昔ニ遡リ得ヘキハ其大略ヲ摘記シ、毎年号干支ヲ揚クヘシ、未詳ナルハ其年号類ト記シテ可ナリ

但シ、明治元年以後分合町分ハ、記載ニ不及候事

明治十一年七月

京都府

答書

市街誌御編輯ニ付上申書

一 上京区第廿八区

東玉屋町

今般市街原田御調査ニ付テハ、当町儀古来ヨリ北側玉屋町ト唱、南側ヲ東大黒町ト唱来レリ、何<sup>ト</sup>夕<sup>ト</sup>由縁ニ因テ称シタル哉不分明ニ就、町中所持旧記帳簿等悉皆取調致シ候得共、古昔ニ關係ノ書物一切無之、且何レノ年代ヨリ右町名ヲ附シ候哉不詳、尤伝聞ノ儀モ承知不仕候付、此段奉申上候、以上

明治十一年七月

東玉屋町

惣代 山村太七<sup>印</sup>

一 受籍証入 封之俣ニ

下京第四区御射山町

戸長

七月廿六日

戸長稲葉氏へ相渡候

三品敬仁親王、去廿六日薨去ニ付、今三十一日ヨリ明後八月二日迄、日数三日之間歛舞音曲無<sup>レ</sup>停止候条、即喜裏屋<sup>表カ</sup>ニ至迄

無漏可相達候也

七月三十一日

寄留券

下京第拾九区御影堂前町

商 西村半兵衛

附籍 新兵衛

当六十年

ノ壹名

但シ、右寄留証之義、戸長稲葉氏へ差出シ候得共、請取証

出不申候二付、十一年八月九日改取戻し候、右寄留証喜代

田店嘉七殿迄返済候也

右之者、今般該御町内喜代田源介方江、本日ヨリ日数式百日

之間寄留致度旨申出候二付、此券附与致候条、右寄留中該御

町御作法通御執計被成下候也

明治十一年七月廿七日

右町

戸長 太田伊三郎印

上京第廿八区玉屋町

戸長 稲葉長兵衛殿

論達

一 近来小兒遊具笛之内、巡査非常相凶吸子笛之音ニ紛敷

笛、道路二次歩行成者有之ニ付、以後吸子ニ紛敷翫弄

不致候様、各小児父兄之者へ御注意置有之度、此段及

御通知候也

但シ、各区内翫弄物販売致候者有之候ハ、必又談、

吸子ニ紛敷笛販売不致候様、懇ニ御注意置有之度候

也

十一年七月廿六日

総区長

右之通区长衆より論達有之候間、夫々注意有之度候也

十一年八月三日

戸長

雇人届ケ

雇人

届

ケ

殿むら長兵衛雇人

京都府下伏水第三区備後町

商 水谷利吉三男 浅吉

右之者本日雇入候間、此段御届ケ申上候

暇出届け証

暇一

殿むら長兵衛雇入

明治十二年寅三月廿二日

役行者町

与惣吉

松井宗三郎

届

下女 もん

右本日用掛被申付候間、為心得及御通知候也

筆生

け

右之者、兩人本日暇遣シ候間、此段届ケ申上候

八月四日

惣代 山村太七

各町人民警察署ヨリ呼出等之節、是迄戸長付添出頭致来候  
処、今般御正ニ付而者、戸長名ニテ事務多端之義ニ付、  
爾後<sup>裁判所</sup>ヲ除ク 当人江戸長可付添事件ニ候ハ、其町分伍頭及  
町分ノ内ヨリ付添出頭可致、此段相達候事

一 町惣代交代期限ニ付、前役小谷忠兵衛殿御立会之上、  
梅村重郎兵衛様へ入目録通り引合、諸帳面其外一切相渡  
シ、無滞交代相済候也

但シ、戸長ヲ可要事件者此限ニ非ス

明治十一年八月七日

前役

山村太七

明治十二年三月十九日

上京区 杉浦三郎兵衛

右之通達有之候条、自今其町之人民警察署ヨリ呼出之節者、  
伍頭及町分之内ヨリ添出頭致、其事由可届出事

一 脚気病先月以來より本月迄取調仕候へ共一切無之候、此  
段御断奉申上候

段御断奉申上候

十一年九月六日

梅村十郎兵衛

今般依願拙者義利貞と改名、書記青山長兵衛義者、長祐と改  
名致候条、為心得此段相達候也

一 先年以來より賞典願<sup>願</sup>り候者者、当町内取調候へ共一切無  
之、此段御断奉申上候

明治十二年三月十九日

上京区長 杉浦利貞

十一年九月六日

同人

地所売買直段書

一 東玉屋町第四百九十八番地巻ケ所

此坪数 三十老坪式歩

代価金 九円三拾六銭 但シ、老坪三十銭割

右之通御座候

明治十二年七月廿日

総代役 明治十三年八月一日 先役 小西市兵衛殿

跡役 矢沢 兵衛殿

立会役中所持之物品引合之上更ニ交退

当退<sup>(引)</sup> 加藤儀兵衛受

一 加藤政治郎殿当町江来住之節、先役より早速届書差被出  
置候処、今般勸業場ヨリ御下ケ附之木札返上ニ付、新ニ  
転宅人亦者營業人車ニ書可出ス旨ニ付、則届ケ書取斗候  
事

一 并ニ是迄御下ケ附木鑑札、町中取集メ十八枚ニ戸毎ニ一  
枚持之印書ヲ以八月二日下江名前相印、役場ニおゐて長  
野氏江返上候事 但シ、木村<sup>ハ</sup>ナシ

一 八月七日浅井平兵衛殿弟平三郎殿義ニ付、母八重殿被參、  
右平三郎義、去ル年ヨリ上京区七組西北小路町安達<sup>コ</sup>の

殿江相続ニ遣シ御座候処、先方母病心ニ而此度浅井氏江同  
居之依頼、然ルニ当時上ニ而母この名前之処、右同居ニ  
付平三郎戸主名ニして同居出来候物哉、且亦下四組右こ  
の娘縁付被致候ニ付、一端浅井へ同居之上母この一名丈  
右娘之内江封籍仕度旨、依而上借家之義ニ付、右七組江今  
日より平三郎名前ニ致度旨届書持致願候事ニ取斗、且亦  
封籍之義者、上ヨリ引取上当校江封籍証願出候事、然ル  
ニ浅井ヨリ上江通知手違ニ而、最早七区より送籍出之跡  
ニテ残念と相成候

一 八月六日午後七時、裁判所ツルタ氏懸リ拜書ヲ以、其表  
書者上京区第廿八組東玉屋町吉野広助と印、明九時尋之  
義ニ付出头と有之、然ルニ当町ニ無之ヲ以、上京区第廿  
八組東玉屋町総代加藤儀兵衛ケン印ヲ押、右名前之者当  
町ニ無御座候と下ケ紙答書候者也

一 釜座薬師如来例年八月十九日大施餓鬼ニ付、薬師防<sup>防</sup>老人  
総代江出頭、長五郎袋仰キ、三袋置ヘギ法名札八札添、  
米袋自然者式袋相詰メ被下候ハ、忝と依頼被置候ニ付、  
式袋更ニ取斗所存ヲ以、<sup>□</sup>西東ニ而一枚ツ、持廻リ候処、  
小西氏心差厚一袋江七歩斗御詰ニ付、別物ニ致、跡二袋

も西東二詰り、依而總代にて右<sup>七</sup>殿七歩之跡都合致候故、  
当月者三袋也、乍去毎年之義二付、是ヲ例ニ相不成御心  
得而已記し置候者也

一 毎月戸数 <sup>廻文</sup>交ヨリ參ル節、品換り等記載之上順町江廻  
改帳

ス事、且私總代之初度ニ而先月下向之森氏來住ニ付、当  
八月より戸数江加へ、依而当月者式十五戸地、先月同断ニ  
而蛸<sup>たこ</sup>江廻ス

メ八月

一 八月十八日之事、明十三前半季物産書出之方校ヨリ達シ、  
依而此時当町ニ而者、殿村氏、西小谷氏、<sup>玉</sup>之三軒而已  
江通知置候処、薬商四里役等ハ先年ヨリ入ス事ニ相成候、  
長の氏之咄しニ而手数不入止メニ取斗候

明治十四年乙二月四日 總代役換ニ付、交退加藤儀兵  
衛殿宅にて

先役加藤儀兵衛殿宅にて役所持之品引合  
然シ先々引合品書帳無之候ハ、後役 小谷五三郎殿  
立会箱改受取申候事 当役 谷沢 嘉兵衛

一 当組四百八拾七番地  
地券 壹通

右ハ本日証之落手仕候也

明治十四年二月十五日

谷沢嘉兵衛殿

三品宗兵衛<sup>印</sup>

東玉屋町四百八十七番地  
三品惣三郎

右之者、明治十一年十月ヨリ当町岩井幸七殿借家ニ寄留致候  
処、勝手ニ付、今般上京区第廿四組真如堂町三品宗兵衛方ニ  
引取候間、是迄町内ニ右宗三郎之寄留券預置候処、右之次第  
ニ付、寄留券差戻シ候也

明治十四年四月二日

御答証

一 殿村元治郎  
一 森 ひろ

右之者、入学無之旨御達シニ付、早束<sup>はやづち</sup>通知致し候処、日々兩  
家共入学仕居候答ニ付、此段奉申上候也

明治十四年六月廿日

東玉屋町

物代 山村太七印(書印)

急達シ書

一 七月一日ヨリ午前第七時開庁、正午十二時閉庁、諸願伺

届等午前第九時限り之事、七月一日於当我猶外打漏候間、

為心此段申入候也

役場

右之通り達シ有之候間、早々御通達申入候

六月卅日

不動産所有無有届ケ証

一 表屋不動産所有 拾七戸

右之内同居人式戸有之候

一 表借家 七戸

右之通相違無御座候間、此段御届ケ奉申上候也

明治十四年七月

物代 山村——印(書印)

人口本籍并二雇入届ケ証

一 百拾式人 本籍之者

一 三人 同居人之者

一 四拾三人 雇入之者

合計

右之通相違無御座候間、此段御届ケ申上候也

明治十四年七月

物代 山村——印(書印)

御答書

一 十四年前半ケ年物産出御調之義、右当町内相調候処無御

座候間、此段御断奉申上候也

明治十四年七月

物代 山村——印(書印)

御断書

一 本府第参拾壹号御布達ニ、生薬種別、産地、採取高并ニ

製薬種別、毎月ノ製量高、每半期分別紙書式ニ照準シ、

品種無遺漏取調候様御達シニ付、早束当町相調候処無御

座候間、此段御断奉申上候也

明治十四年七月廿日

物代——

歎願



一 本年甲第百号ヲ以テ確定ニ就テハ、去ル明治九年ヨリ同

十四年迄稅飯上納有之候分、本年十月三十一日限決算皆

上納可致旨御達相成候、然ニ右改租上納之義ハ、私共ニ

於テ予テ承知可仕筈ニ候得共、何分自今民費課出相高、

附而ハ物貨騰貴日々生活ニ困却罷在候際ニ付、何卒格別

之御仁恤ヲ仰、前條地租之義廿ヶ年度崩ニ上納仕度、此

段其御筋情願被成下度、只管困願仕候也

明治十四年七月

東玉屋町

惣代 山村太七（書印）

戸長

河原林半四郎殿

但シ、此義ニ付、町内不動産所有一流（ついで）ヨリ拙者名当ニ

而連印有之候事

退校願書

木村喜助

次女 とめ

右之者、今般退校願出候ニ付、何卒御聞届ケ奉願上候也

明治十四年七月廿七日

惣代——印（書印）

退校願書

一 右之者、小覚生徒長々御世話之段難有奉存候、此度退校奉願

候、宜敷御聞届ケ被成下度、奉御願申上ケ候

谷沢嘉兵衛

前条之通り被願出候間、何卒此段御聞届之段奉御願申上候也

明治十四年八月三日

惣代——印（書印）

御答証

一 書ヲ以テ家業卜致居候者御取調候処、右当町内ニ於テ無

御座候間、此段御答奉申上候也

明治十四年八月三日

惣代 山村——印（書印）

退校願書

加藤儀兵衛

長女 きみ

右長々生徒御世話様之段難有奉存候、此度女校場へ入学仕度

候ニ付、何卒宜敷御聞届御願申上候

明治拾四年八月八日

御断り書

士族ニテ就業之者無業之者御取調ニ御座候処、右当町内ニ於テ無御座候間、此段御答奉申上候也

明治十四年八月八日

惣代 山村——印(書印)

八月八日学校より達シ之義有之候ニ付、明九日午前午学出頭有之候也相達シニ付、九日午前九字校へ出頭仕候処、則左ニ別紙之通り達シニ付、早束急達シニ而町内へ相達シ置候也、左ニ写

急達シ

一 戸長交代期限ニ付、甲第百拾六号ヨリ撰挙投票、来ル十五日限り当役場へ差出し候事、甲第百廿三号布達、本月五日ヨリ実施相成候ニ付、諸願届ケ書初メ一行ヲ明ケ置候事

一 戸長役場へ届類都テ戸主ヨリ惣代ヲ経テ差出し、惣代與書ニ不及輕印、就従前町名ニ而モ押捺可有之候事  
一 家屋新筑戸投等之節、番地并ニ坪数棟数等届ケ出し可申、但シ、借地之向其地主之名前書記之事  
一 布達類延滞之趣ニ付、一層注意之事

一 旅行届十日以上旅行之者往復届出之事

一 安藤精軒私立病院建設ニ付、公告書相通シ之事

一 明治十又 小検査点数比表第三巻枚相廻シ置候事  
四年六月

右之通り達シ有之候間、早束急達シ可申候也

八月九日

此委任状ハ、本年当組通常聯合町会ニおゐて廃棄ニ相成たる太鼓楼之地所を、今般他の組とも協儀之上売払不許也

明治十四年九月九日

各町々式名ツ、

当町 山村——印(書印)

同 浅井——印(書印)

戸長 高谷惣兵衛殿

一 五靈神社之用掛リ之義、当町ト大恩寺町両町ニ而耆人之処、一ヶ年ツ、之延リ之約定ニ而、大恩寺町五頭ト鬮引候ハ、当町当月より十五年八月中当町之当番ニ御座候也、猶十五年九月より大恩寺町へ相延シ之約定ニ候也

明治十四年九月十三日

送り籍御願

上京区廿八組東玉屋町

喜代田源助弟

庄之助  
当七年九ヶ月

右之者義今般示談整ヒ、上京区第廿四組時絵屋町足立宗七之  
養子ニ遣シ度候ニ付、何卒御除籍被下度、此段宜敷御取計奉  
御願申上、以上

明治十四年九月

右町

喜代田喜助<sup>印</sup>

一 送り籍尅対

右者上京区第廿四組戸長伊東吉作殿行、正ニ請取候也

明治十四年九月十七日

りく<sup>印</sup>

御届書

一 安政四年巳十月ヨリ

上京区拾六組新元町

住居仕候

鵜川善兵衛

六十五年五ヶ月

妻 まき

六十九年三ヶ月

倅 貞治郎

六年七ヶ月<sup>マ</sup>

右今般上京区第廿八組東玉屋町梅村重郎兵衛方へ日店仕度候  
間、何卒入籍之処宜敷御取斗奉願上候、以上

明治十四年九月

鵜川善兵衛<sup>印</sup>

一 請籍尅対

右者上京区第十六組戸長城戸竹治郎殿行、正ニ請取候也

明治十四年九月十七日

鵜川善兵衛<sup>印</sup>

御答書

一 御霊社氏子総代之義、当町協儀之上五頭<sup>ニ</sup>之相延<sup>ル</sup>リニ而我  
等当時相勤メ候ニ付、此段御届ケ奉申上候也

明治十四年九月廿二日

総代 山村

印<sup>印</sup>

御答書

一

滋賀県管下郡村不分

平民 中田重助

右名前之者、寄留又者止宿相致シ居不申候哉御調ニ付、早束  
当町内相調候処無御座候間、此段御答奉申上候也

明治十四年十月三日

総代 山村

印<sup>印</sup>

暇出御届ケ書

一

小西金兵衛雇入

栄之助

一

山村太七 雇入  
きぬ

右之者本日暇遣シ候間、此段御届奉申上候也

明治十四年十月三日

東玉や町

総代 山村印(書)

御答書

一

滋賀県下坂田郡村名不分  
平民 森藤兵衛

右之者寄留又者止宿等致シ居不申候哉御取調之処、当町内取調候処、無御座候間、此段御答奉申上候也

明治十四年十月十九日

東玉屋町

山村太七印(書)

御答書

一 甲第七拾五号御布達シ之府会議員撰拳人、地租金五円以上之上納之者、当町内取調候処、無御座候二付、此段御断奉申上候也

明治十四年十一月十九日 東玉屋町

総代 山村一印(書)

戸長 高谷惣兵衛殿

御答書

一 甲第七拾五号御布達シ之府会議員被撰拳人、地租金拾円以上之上納之者、当町内取調候処、無御座候二付、此段御断奉申上候也

明治十四年十一月十九日

東玉屋町

総代 山村一印(書)

戸長 高谷惣兵衛殿

雇入暇出し届け証

一

山村太七 雇入 藤三郎

右之者本日暇遣シ候間、此段御届け奉申上候

明治十四年十二月三日

一 地方税追徴左二、營業税増金左二  
一金壹円 小西市兵衛殿 七拾五銭 谷沢嘉兵衛殿  
メ金壹円七拾五銭  
右金額本日相納メ候也

十四年十二月三日

御届証

一 五靈神社氏子総代 谷沢嘉兵衛殿

右今般町席ニテ相定リ候ニ付、此段御届ケ奉申上候也

明治十四年十二月十六日 総代 山村太七

一 今般当町内集会決議ノ上、森卯八殿江総代役ヲ依頼致候

ニ就而考、要用之品物取調、左之通森氏江相渡候事

明治十四年十二月廿五日 東玉屋町

目録

- 一 町内式法簿 壹冊
- 一 戸籍簿 壹冊
- 一 寄留人名録 壹冊
- 一 但シ、界紙帳
- 一 寺受状簿 壹冊
- 一 市街一筆簿 壹冊
- 一 同地坪合計簿 壹冊
- 一 并ニ物差界引壹本宛
- 一 地所間数取調帳 壹冊
- 一 小学校入費受取帳 壹冊
- 一 金銭取渡簿 壹冊

日記簿

一 区分帳 壹冊

一 印鑑帳 壹冊

一 譲リ状并名前扣帳 壹冊

一 死后譲リ状入 壹個

一 但、皮入 壹個

一 買得ノ節証書板挟 壹個

一 当町内絵図面 壹枚

一 当町積立金通 壹冊

一 鑛泉掛金受取通 壹枚

一 町名提灯 立会所消ス 〇 貳張

一 紫縮面織 壹ツ

一 火防装束 同 〇 貳組

一 マチタカ袴 同 〇 壹匁

一 薄黄幟風呂敷 同 〇 壹枚

一 東玉屋町印形 同 〇 壹個

一 鍵 壹個

一 錠 壹個

一 種痘入用判 四個

会所へ預ケ  
会所へ預ケ  
会所へ預ケ

会所へ預ケ

一 生徒印

壹個

一 学校写真

壹枚

総計 貳拾九点

外二役場へ預ケ有之候<sup>(2)</sup>洋服ボウ  
此度所寄会所へ預ケ有之候也

外二 諸書類一式

一 大黒天 例年御火焚ノ事

右之通正ニ預リ申候事

一月一日例年之通礼式之事

七日起業式之事

森平三郎<sup>(4)</sup>

一 地稅未納分年賦願書差出シ可申候付、左之通差出シ候事

十五年三月十六日

市街地稅未納年賦延納之儀ニ付御願

市街未納地稅之儀、一時上納可致之処、物価騰貴民費相高

候ニ因リ、一時上納難相成候ニ付テハ、別冊仕訳書之通年

賦延納御聞届ケ被成下度、此段奉願候也

明治十五年三月 上京区第廿八組東玉屋町

地主総代 小西市兵衛

同 小西金兵衛

同 半井 万助

京都府知事 北垣国道殿

前書願出之通相違無之候付、奥書調印仕候也

右廿八組

戸長 野橋作兵衛

右三通認メ差出ス

別冊仕訳書

明治九年度分

未納地稅年賦延納調書

上京区第廿八組

東玉屋町

宅地坪 千三拾五坪六合六勺

一 未納地租金 三円八拾五錢

三拾ヶ年賦

但シ、明治十四年ヨリ同四拾三年迄

右明治九年后半年度分、市街未納地稅一町限仕訳書面之通候

也

明治十五年

上京区第廿八組東玉屋町

地主総代 小西市兵衛

同 小西金兵衛

同 半井 万助

右之通九年后半年度 （空） 自 ト相認メ三通差出ス

明治十年度ハ六円三拾八錢六厘ト認メ三通差出ス

同十一年度ハ六円三拾八錢六厘ト認メ三通差出ス、都合九通

差出シ候事

十五年三月十六日

総代 森 卯八

評価人 小西金兵衛

同 半井 万助

記

一 明治拾年三月 普請建家壱ヶ所 山邑 多七 （マセ）

此軒下坪数 三坪五厘

一 明治十一年五月 普請建家壱ヶ所 小谷五三郎

此軒下坪数 三坪壹合五勺

右之通答書差出有之候也

明治十五年七月十五日

総代——

一 明治八年三月 普請建家壱ヶ所 殿村長兵衛

此軒下 全ク五坪式合五勺

一 明治九年六月 普請建家壱ヶ所 小谷忠兵衛

此軒下 四坪六合五勺

一 明治五年十月 普請建家壱ヶ所 加藤義兵衛

此軒下 三坪五合

九月十一日差出ス

総代 森

明治十五年一月改

明治十六年一月

当町議員 半井 万助殿

金番 半井 万助殿

同 金番 小西市兵衛殿

明治十六年七月改

同 七月改

当町議員 加藤義兵衛殿

同 小西金兵衛殿

金番兼ル 小谷五三郎殿

同 加藤義兵衛殿

右明治十五年中御役員様

十二月十五日

記

明治十六年一月一日 例年通年賀出札之事

同 七日 例年之通起業式之事

同 十一日 例年之通稽古始メ之事

右出頭可致候事

明治十六年一月

総代

森平三郎

明治十六年二月、建家坪数并ニ土蔵坪数左之通書出シ置候事

壹番戸 十七坪四合

二番戸 十坪

三番戸 五坪五合三勺

四番戸 五坪五合三勺

五番戸 廿三坪七合

六番戸 十二坪一合六勺

七番戸 廿三坪四合

八番戸 廿六坪二合五勺

十二番戸 十六坪五合

十三番戸 十七坪

十四番戸 十六坪

十五番戸 六坪八合五勺

土蔵三坪七合五勺

土蔵三坪七合五勺

十六番戸 十一坪

十七番戸 十七坪四合

十八番戸 十四坪八合五勺

十九番戸 九坪五合

廿番戸 十九坪五合

廿一番戸 十五坪壹合

土蔵六坪一合八勺

土蔵六坪一合八勺

廿二番戸 廿二坪五合 廿三番戸 三十四坪壹合

廿四番戸 廿一坪三合 廿五番戸 廿二坪七合五勺

土蔵五坪 土蔵六坪

廿六番戸 十坪 廿七番戸 十三坪

廿八番戸 十五坪 廿九番戸 十坪

建家総計 四百十坪三合二勺

土蔵総計 四十坪四合三勺

総計 四百五十坪七合五勺

右之通ニ御座候也 森平三郎

二月十三日

一 客明治十五年三月願濟ニ相成候地租未納年賦延納之儀、

此般一分ノ利足引ニテ皆納致候、仕訳書左之通差出シ候

事

市街宅地税年賦延納願仕訳書

高金 拾六円六拾貳錢貳厘 明治九、十、十一、三ヶ年改租中

但シ、明治十四年ヨリ三十ヶ年賦、壹ヶ年金五拾五

錢四厘、末年金五拾五錢六厘

内 金五拾五錢四厘 明治十四年分賦金



金五拾五錢四厘 明治十五年分賦金

差引 金拾五円五十一錢四厘

内 金拾円三拾五錢八厘 十六年ヨリ向四十二年迄  
廿八ヶ年分利引

差引 金五円拾五錢六厘也

一 合金六円廿六錢四厘也

右之通一時上納可仕候也

明治十六年二月 上京区第廿八組東玉屋町

町中地主總代 半井万助兼印

上京区長 杉浦利貞殿

溝サラエニ付間數書

一 南側五十七間二分九厘

一 北側四十九間五尺六厘

右之通二有之候也

合 百〇六間八分五厘

明治十六年二月

總代 森平三郎

戸長 半井安兵衛殿

付、戸長ノ奥書願度間、添書之義被頼出候間、差出し

有之候事」此分更ニ取消ス事

明治十六年三月十七日

森平三郎

右之一条即刻返金ニ相成候間、取消ノ事

一 当町岩井幸七殿借家東ノ方へ三品物兵衛殿借宅致度段被

願出候間、此段至急達ヲ以相廻シ候処、差支無之事

十六年三月廿九日

印

市街地租未納年賦延納一時上納金高

一 金拾壹円九十七錢七厘

九、十、十一、三ヶ年分賦  
金残り高

内金七円九十八錢九厘也

十五年以後一割利引額

差引金三円九十八錢八厘也

現納高

金四十一錢三厘

明治十四年分賦金

合計金四円四十錢壹厘也

右之通前々より取調相違無之、依テ上納候也

明治十六年四月十三日

梅村殿 立会計算二  
半井殿 相成候事  
森

以下抹消

「一」当町北側三品物兵衛殿地券ヲ以、金子借用致度候二

地価老戸二付壹錢三厘集メ尠過上、金番様へ預ケ置候事

十六年度通常会々議費

△清水殿           △前川殿           △喜代田殿       △早田殿

一    金二十五円六十三銭

△山村殿           △小谷殿           △浅井殿           △高谷殿

内訳

△西村殿           △梅村殿           △小りす殿       △谷沢殿

金三円二十五銭

△カト殿           △小金殿           △半井殿           △小新兵衛殿

金老戸四十五銭

△掛見殿           △殿村殿           △小谷殿           △小の殿

金七十二銭

△三品殿           △岩井殿           △会所

金四円八十銭

右年賦集メ三十三銭過上、金番様へ預ケ皆納候事

金二円四十銭

明治十六年四月十四日

金老戸

金老戸〇八銭

炭茶代

明治十六年四月ヨリ、ヘキ病院新築費本籍雇入りモ老戸人老ケ

金六円四十三銭

行厨代

月五厘宛集メ、先六ヶ月程ノ事ニ有之候事

金四円五十銭

同

内金老戸九十銭五厘

号外議案徴収過剩

人口

差引 金二十三円七十二銭五厘

一 本籍       百六人

取入部

一 雇入       三十三人

一 金九円八十銭

不動産所有スル表家老戸二付、金三  
錢五厘

合計   百三十九人

一 金十四円

不動産所有セサル表家老戸二付、金  
二錢五厘

此金 六十九錢五厘也

差引 金七錢五厘

過剩

右之通、明治十六年七月十日取集メ候事、印置

一 建家壺ヶ所

但シ、地所持主 清水庄七殿

持主 殿村元治郎

右之建家壺ヶ所、今般示談ノ上中川常七殿へ代金三十円  
ニテ売渡シ候ニ付、連印ヲ以御届ケ申上候、宜敷御取計  
奉願上候也

明治十六年十一月十五日

上京区第廿八組東玉ヤ丁

売主 殿村元治郎(書印)

親類惣代 殿村長兵衛印(書印)

買主 中川 常七印(書印)

買受人 半井 万助印(書印)

東玉屋町  
総代 森平三郎殿

一 此度当校用懸北村常氏家柄不都合ト之義ニ付、組内各町  
江一通月五十錢掛依頼込、当町江も講札十枚ヲ以依頼被  
越候得共、時節柄ニ付、一端相断通不残返却致候、然ル  
ニ折悪帳簿検査中江持込其取成甚悪ク不止得立会、則通

五枚ヲ懸ルニ一聞シ式通ハ四名持トシ、亦三通ヲ町持ト  
定、都合五通也、此段後日心得記シ置

貳 殿村長兵衛殿

小谷忠兵衛殿

懸見喜兵衛殿

谷沢嘉兵衛殿

小西金兵衛殿

森 平三郎殿

加藤儀兵衛殿

小谷五三郎殿

梅邨重三郎殿

小野太三郎殿

高谷 弥七殿

浅井新兵衛殿 貳

浅井平兵衛殿

三品惣兵衛殿

貳 山村 太七殿

岩井 孝七殿

喜代田源助殿 改十二月十九日御届ケ附替ル  
小野弥七殿

前川市兵衛殿

清水庄七殿

右之通、月六錢八厘五毛宛御出金

明治十七年十二月七日 初会

明治十八年一月一日 年賀之事

一月十日

起業式ノ事  
并ニ開業式ノ事

右之通ニ有之候也

明治十八年一月

総代 森平三郎 印

東玉屋町御中

明治十九年一月一日

年賀之事

一月十日

記業式ノ事

并ニ  
(全頁)

明治十九年十一月より上廿六、廿七、廿八、廿三、四ヶ組連

合戸長役場壹ヶ所ニ相成候也

戸長 皆山源治郎

明治十九年十一月二日

平三郎

右之通廻達ニ及候也

記

一

是より式枚分金壹円渡シ

前川市兵衛 印

掛見喜兵衛 印

谷沢嘉兵衛 印

清水 庄七 印

小の 弥七 印

三品宗兵衛 印

浅井平兵衛 印

高谷 弥七

梅村重三郎

加藤義兵衛 印

小西金兵衛

小谷忠兵衛 印

森 平三郎 印

小谷五三郎

岩井 幸七 印

小の太三郎 印

山村 多七 印

小西駒太郎

殿村長兵衛④

明治廿一年中役中

右之通割戻シ相済候也 但シ、券状一通ニ金五十銭割

明治二十年二月一日

一 町総代

兼 衛生組長

森 平三郎

徴発物計掛

記

一 今般小西金兵衛殿所有地并ニ建家トモ、大恩寺町河合久

兵衛殿へ売渡シニ相成候、就者式目帳ニ本文相認め連印

致有之事

明治廿年十二月十四日

総代 森平三郎

一 前半年金番

一 勘定目附方

一 総テ町用兼ル

右之通立会ノ上相定候事

谷沢 嘉兵衛

半井 万助

梅村重郎兵衛

記

一 今般山村太七殿所有地壱ヶ所、山村善助殿へ売渡シニ相

成候、就者本文同断連印有之候事

明治廿年十二月十四日

総代 森平三郎

一 今般小谷五三郎殿所有地建家トモ、谷田孫兵衛殿へ売渡

しニ相成候、就者本文式目帳ニ有之候事

右之一条ニ付、定之通金五円也小谷氏へ差出ス事

明治廿一年五月

町中立会

一 今般小西金兵衛殿へ御恵として金七円也差上候事

明治廿年十二月十四日

総代 森平三郎

明治廿一年現在戸数

一 戸数

二十戸

内訳

記

営業者

十八戸 内商業十六戸

工業 二戸

明治廿二年一月

売主物代 山村善助

職員 老戸 但シ、病院へ出勤

無業 老戸 但シ、資産ヲ有シ營業セサル者

明治廿二年中役掛リ 別段日記扣ルニ不及候由ニ付、今后不持候事決定候也

一 地租ヲ納ル者 十二戸 但シ、明治廿年三月ニテ満廿三年已上ノ者

衛生組長 町総代兼ル 森 平三郎

一 国税金貳円已上納ル者 老戸 但シ、明治廿年三月ニテ満廿三年已上ノ者

出納方 前 加藤 義兵衛 後 梅村重郎兵衛

右之通ニ御座候也

明治廿一年六月十五日 総代 森平三郎 印

勘定方 半井 万助 総テ町義務員 梅村重郎兵衛 当直金番立会

共有金穀如件

一 老ヶ町共有 土地老ヶ所 此金三円九十九銭

一 老ヶ町共有 家屋老ヶ所 此金六十円也

右之通御座候也

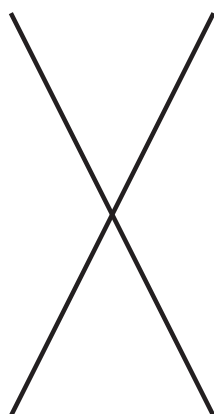
④

右之通立会決議ノ上、答書差出シ有之候也

明治廿一年六月廿五日 総代 森平三郎

一 是迄町中所有地所建物、今般森平三郎へ附替登記相済候事

明治廿九年四月卅日 午后一時集会



衛生組長撰拳会開ク

正二、上羽新七殿

右撰拳当撰ス

一 本日総代ニ関スル帳簿書類其他器具等、前役立合之上相

預り候也

明治三十年一月三日

立会人 前物代

上羽 新七氏

梅村重郎兵衛氏

小西 市兵衛氏

当役 浅井 平兵衛

一月九日、新年宴会併テ定期惣会ヲ開キ、町則ニ対スル修正

決議ノ要件ハ町則ニ記入ス

町幹事 改撰拳

正幹事 山村善助氏

副幹事 川口寅藏氏

去ル九日、定期總會ニ於テ決議ノ正幹事山村善助氏、明春惣

代相廻り候ニ付、重複之点ヲ以テ辞任相成候間、同点者谷沢

嘉兵衛氏へ相譲リ可申候故、差支無之或否ヤ相計候処、差支

者無之、依テ正幹事ハ谷沢嘉兵衛氏ニ決議ス

一月十四日

徵發ニ関シ家屋ノ軒数并ニ畳数、倉庫ノ棟数及畳数、至急ニ  
取調可致旨区役所ヨリ申来リニ付、左之通り書出シ候也

家屋 軒数 式拾六戸

畳数 七百六十六帖

倉庫 棟数 十一棟

畳数 式百五帖

一月十四日

各町貸家々賃及敷金并ニ持主住所氏名等必要之儀有、取調方  
其筋ヨリ照会有之候ニ付、左之通り書出シ可申候也

明治三十年三月拾五日

一ヶ月賃資料 敷金

志番号 金壹円五十銭

ナシ

上京区元廿四町総合町

早田 平助

二番戸 同巷円八十銭

ナシ

同元廿八東玉屋町

高木 幸助

七番戸 同七円 金三拾円 下京元三衣棚町 西村吉右衛門

十九番戸 同四円貳十銭 同拾円 上京区元廿四時絵や町 早田 平助

貳十貳番戸 同 壹ヶ年 同廿八組東玉屋町 家代掛見惣松

一ヶ月 敷金

・式十四番戸 金三円五十銭 ナシ 上京区元廿八東玉屋町 小西 駒太郎

・廿六番戸 同貳円貳十銭 金貳円四十銭 同 同 岩井 幸七

・廿七番戸 同三円貳十銭 ナシ 同 同 同人

・廿九番戸 同三円五十銭 同四円四十銭 同 元廿三組毘沙門町 橋本 タケ

右之通り二候也

一 今般当町協議之上、半季計算ニ対シ坪割ヲ廃止シ戸数割及不勤料等ヲ改正シ、其他経費予算案計算簿ニ対スル一ヶ年ノ収出等、別則之通り議決候也

明治三十年七月三日 総代 浅井平兵衛

一 本日総代ニ関スル帳簿書類其他器具等、前役立会之上、正二預り候也

立会人 前総代 浅井平兵衛

明治三十年七月 当役 高木 幸助

明治三十年十一月十五日附以、区役所より市内一般同組合設置相成候付、町内規約内規共修正可致ノ決議ニ寄、修正員半井万助氏、谷沢嘉兵衛氏、浅井平兵衛氏、百木伊之助氏、上羽新七氏右五名氏選舉高点ニ付依託シ、右規約式通出来、当町各戸及掛家數諸氏共契約捺印致候也

明治三十年十二月四日 当役 高木幸助

当町第壹番戸片山弥三吉殿、本日左記之通以書面ヲ御依頼相成候所、当日小西市兵衛氏席ニ於御一流へ御報告仕候処、差支無之候ニ付、該書面町内之箱へ納置候事

京都市二条通室町東入東玉屋町 第壹番戸 片山弥三吉

一 今般拙者義、御町御規則ニ仍掛屋敷同様ニ御取扱被成下被降度、此段御依頼ニ付御届申上候也

明治三十年十二月四日 片山弥三吉印

東玉屋町惣代 高木様 御掛り御中



公同組合長山村善助氏満期ニ付改選之処、当選ニテ本日組合  
長山村善助、常置員上羽新七、半井万助ノ三氏立会ノ上事務  
ヲ引続、諸什器及書類等正ニ預リ候也

明治参拾壹年七月六日

谷沢嘉兵衛

(にしむら たかし・同志社大学経済学部)

(おくだ いあり・同志社大学経済学研究科後期過程)